

## 当座勘定規定（専用約束手形用）

### 第1条（当座勘定への受入れ）

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるものの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充して下さい。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立て手数料をいただきます。

### 第2条（証券類の受入れ）

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

### 第3条（預金者振込み）

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 第4条（第三者振込み）

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

### 第5条（受入証券類の不渡り）

- (1) 前第2条から第4条までの定めによって証券類による受入または振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を預金者に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、預金者からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、預金者を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 第6条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

### 第7条（手形の支払）

- (1) この当座勘定からは、表示期間内に支払のため表示された専用約束手形にかぎって支払いたします。その他の手形、小切手の支払はしません。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

### 第8条（手形用紙）

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、預金者が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることがないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、預金者から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

### 第9条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

### 第10条（支払の範囲・支払資金の準備）

- (1) 表示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 表示された手形については、表示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、15時を過ぎて入金された資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。
- (3) 前項にかかわらず、店頭に表示された手形については、表示時点までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。
- (4) 手形の金額の一部支払はしません。

### 第11条（支払の選択）

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

### 第12条（印鑑等の届出）

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、預金者からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届け出てください。

### 第13条（届出事項の変更）

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 当座勘定の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。当座勘定の開設後も、この当座勘定の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が契約者について確認した事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出ください。

#### 第14条（成年後見人の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始がされた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出してください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出してください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第15条（印鑑照合等）

- (1) 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

#### 第16条（振出日、受取人記載もれの手形）

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第17条（自己取引手形等の取扱い）

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第18条（利息）

当座預金には利息をつけません。

#### 第19条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

#### 第20条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

#### 第21条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第22条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

#### 第22条（解約）

- (1) この取引は、預金者の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの当座勘定取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第23条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、偽りがあることが明らかになった場合
  - ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ③ 第23条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号いずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または投稿の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- (5) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しましたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (7) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎月1月と7月の当行所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヵ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落される場合にも、同様とします。

### 第23条（取引等の制限）

- (1) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出ください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項および前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から前項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

### 第24条（取引終了後の処理）

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

### 第25条（手形交換所規則による取扱い）

- (1) この取引については、全各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で灾害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、表示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第26条（規定の変更）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。）を変更することができるものとします。
  - ① 変更内容が預金者の一般の利益に適合するとき
  - ② 変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて（前項第2号の場合についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

以上

（2022.11 改定）

## 休眠預金等活用法に関する預金規定

### 1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」という。)に基づく異動事由として取扱います。

(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）

(2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が該当支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

(3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」という。）の対象となっている場合に限ります。）

①公告の対象となる預金であるかの該当性

②預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

(4) 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があつたこと

(5) 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があつたこと（当行が把握することができる場合に限ります。）

(6) とうぎん総合口座取引規定に基づく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当行ウェブサイトに掲げる異動日が最後であった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと（当該事由が生じた期間の満期日）

A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当行からの利子の支払に係るものは除きます。）

B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当行が該当支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」という。）の対象となっている場合に限ります。）

(i) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(ii) 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

D. 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があつたこと

E. 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があつたこと（当行が把握することができる場合に限ります。）

F. とうぎん総合口座取引規定に基づく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

G. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

③とうぎん総合口座取引規定に基づく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（他の預金に係る最終異動日等）

### 3. (複数の預金を組み合わせた商品の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

### 4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が該当支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え、または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること

②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

### 5. (当座預金に関する異動事由)

当座預金（一般当座預金、専用約束手形、個人当座）については以下の事由を休眠預金等活用法第2条第4項第2号に基づく異動事由とします。

預金等の種類	認可を受けている事由
当座預金（一般当座預金、専用約束手形、個人当座預金）	・預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があつたこと（当行が把握できる場合に限ります。）

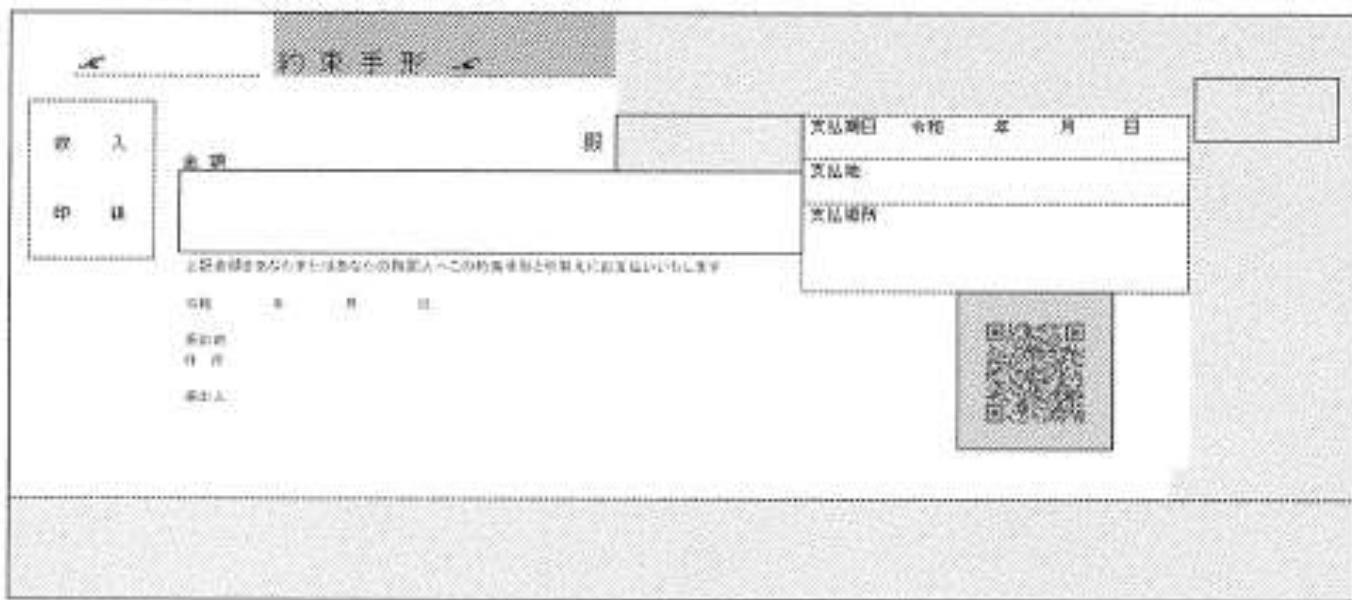
以上

## 約束手形用法（専用約束手形用）

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。  
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。  
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図塗りつぶし部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙により直ちに届出ください。
- 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
漢数字	壹	壱	弌	弌	貳	貳	參	參	四
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万
(その他) 金、円、圓（円の異体字）、億									
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。									



記

- 上記の規定および手形用法は、お取引の基本となるものですから、いつでもご覧いただけるようお手許にお備えおき下さい。
- 手形分のご入金は期日の前日までにはご入金下さるようお願い致します。なお、ご入金の際には、手形控を必ずご持参下さい。
- 手形の期日は、失念しないようお願い致します。万一不渡になりますと貴方様の信用を損なうことになりますのでご留意願います。

以上